

別表2 一般的なリスク低減措置と 災害防止対策の例

リスク低減措置における安全化措置の考え方は、危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年3月10日指針公示第1号）の「10 リスク低減措置の検討及び実施」に示されています。

（注） 作業手順の見直しや保護具の着用など主に人の行動に委ねる対策を※印で示します。

（1）はさまれ・巻き込まれ災害防止の対策

- 1) 本質安全化がなされた機械設備（インターロックなど）に取り替える。
- 2) 材料の供給・加工・製品の取り出しの作業を自動化する。
- 3) 安全カバー、安全囲い、安全柵を設ける。〔参照：危険区域に上肢（JISB9707）、下肢（同9708）が到達することを防止するための安全距離〕
- 4) リミットスイッチ、自動停止装置を設ける。
- 5) 非常停止装置を設ける。 ※
- 6) 安全作業マニュアルを作成し使用する。（作業方法の改善） ※
- 7) 警報装置（光・音併用）、標識を設ける。 ※

（2）転落・転倒災害危険の対策

- 1) 安全柵、てすりを設置する。
- 2) 足場、作業床を設置する。
- 3) 安全帯を使用する。 ※
- 4) 作業通路の段差の除去、すべりにくい床面塗装などの改善をする。
- 5) 直立梯子の昇降時にローリップを使用する。 ※
- 6) 高所作業台（車）を使用する。
- 7) 脚立、梯子を適切に使用する。 ※

（3）運搬災害危険の対策

- 1) 安全装置を設置、改良する。
 - （イ）巻過ぎ防止装置
 - （ロ）衝突防止装置
- 2) 運搬工程の機械・自動・ロボット化をする。
- 3) 運搬通路を改善する。（安全通路の確保）
- 4) 運搬重量を制限する。 ※